

令和 5 年度嘉手納町一般介護予防事業 じんぶん倶楽部仕様書

1. 事業目的

認知症予防に関する知識の普及・啓発を行うことで、認知症に対する理解を広め、認知症の発症及び悪化を予防することを目的とする。

2. 事業対象者

町内に住所を有する満 65 歳以上の介護保険第 1 号被保険者とする。

3. 実施場所

実施が適切とされる町内公共施設

4. 教室実施期間及び実施時間

教室実施期間：令和 5 年 8 月～12 月（全 15 回）

教室実施時間：午後 2 時～3 時 30 分

講話開催時期：自主サークルに対するフォローアップ講話（1 回）

*事業開始日は、町と協議の上決定する。

5. 委託事業概要

県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、感染防止の観点から事業調整を行うため、以下事業内容に変更が生じ得る。

(1) 業務内容

①実施回数及び事業時間

ア) 教室：週 1 回、全 15 回（1 回あたりの事業時間は 1 時間 30 分）

※事前準備・健康チェック・後片付け等は事業時間に含めない。

イ) 自主サークルに対するフォローアップ講話（1 回）

②教室利用人数

・13 名程度

③実施内容

・認知機能低下の遅延及び予防のために、運動認知症予防のプログラムを実践する。

④認知症予防教室終了後、自主活動に繋がるようなプログラムとする。

⑤自主サークルを対象としたフォローアップ講話 1 回を開催する。

(2) 人員体制

理学療法士または健康運動指導士等運動指導員 2 人、栄養士等 1 人 計 3 人

(3) 安全管理

嘉手納町介護予防事業緊急対応マニュアルを参照した上で、事業が安全に行われるよう事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応でき

るように体制を整備すること。

新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドラインを作成し、事業実施者が対策（物品の消毒、換気、会場配置等）を行うこと。

※ガイドラインの作成において「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について（その3）」（令和5年2月24日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか連名事務連絡）を参照とすること。

（4）送迎

希望者には対象者宅までの送迎を実施する。ただし、第三者へ委託することも可とする。新型コロナウイルス感染拡大防止対策も含め、安全管理に十分に配慮した上で実施すること。

6. 傷害保険

事業実施者において加入すること。

7. 個人情報の保護

①業務の遂行にあたり、嘉手納町個人情報保護条例（平成14年条例第25号）に従い、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための措置を図ること。

②業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

8. 実施報告

受託事業者は、実施報告書を1月毎に提出すること。その際は、委託料請求書とともに実施翌月10日までに提出すること。また、本事業終了後速やかに評価を含めた実施報告書（プログラムの概要、実施場所、実施回数、参加人数、実務担当者名、総評、考察、課題等がまとめられたもの）を町に提出すること。

9. 委託料の支払い

具体的な支払いは、1か月ごとの実績払いとし、報告書とともに町に請求を行う。委託料請求書が適法なものであるときには、委託料請求日から30日以内に支払うものとする。

10. 契約

契約期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

11. その他

この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする。